

令和元年9月1日
名古屋港埠頭株式会社

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部改正について

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部を次のように改正します。

第32条第3号中「気象業法（昭和27年法律第165号）に基づき」の次に「、暴風特別警報、暴風雪特別警報、高潮特別警報、大津波警報」を、「暴風警報」の次に「、暴風雪警報」を、「又は津波警報」を「、津波警報又は津波注意報」に改めます。

第32条中第6号を第7号とし、同条第5号中「東海地震注意情報」を「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、又は南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に改め、同号を第6号とし、同条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加えます。

(4) 地震発生により、震度4以上が観測されたとき。

別表第1-2. 荷役機械の表から次の項を削ります。

飛島ふ頭南1号起重機 (飛島南1号)	コンテナ 荷役	94号岸壁 エプロン内	550 (510)	電動式、軌道走行式 ロープトロリ式橋型クレーン	括弧内は、アウトリ ーチ47.7mの時 の数値を示す。
-----------------------	------------	----------------	--------------	----------------------------	-----------------------------------

附 則

この一部改正は、令和元年9月1日から施行します。